

令和5年度 人を対象とする研究に関する倫理委員会委員名簿

委員区分	所属	職名	氏名	備考
自然科学の有識者	西宮回生病院	顧問	吉矢 晋一	
	兵庫県立大学 先端医療工学研究所	准教授	八木 直美	
	兵庫県立大学 工学研究科	教授	古谷 栄光	委員長
	兵庫県立大学 工学研究科	教授	河南 治	副委員長
	兵庫県立大学 工学研究科	助教	田口 翔悟	
人文・社会科学の有識者	兵庫県立大学 看護学部	教授	紀平 知樹	
一般の立場を代表する者	兵庫医療機器協会・ 株式会社やよい	会長・ 代表取締役	五嶋 淳夫	

【オブザーバー】

	工学研究科長	教授	藤澤 浩訓	
--	--------	----	-------	--

【幹事】

電気・電子担当		准教授	磯川 悌次郎	
機械・材料担当		教授	鳥塚 史郎	
応化・化工担当		教授	今高 寛晃	

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者で、研究科長が指名する者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者で、研究科長が指名する者
- (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることができる者で、研究科長が指名する者

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は研究科長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代行する。